

必ずお読みください

寝屋川市資源集団回収活動報奨金交付の手引き

寝屋川市資源集団回収活動報奨金の交付については、おおむね次の流れで進めていきます。（事務処理の都合上、多少前後するときがありますがご了承ください。）

1 申請書の提出

約1か月間の受付期間を設定しています。（申請期間は別途記載しています。）

※申請書を送付される場合は、送達記録がわかる簡易書留等（普通郵便不可）を利用してください。料金が不足の場合、受取ができません。

2 書類確認

受付期間の終了後、提出された申請書類の確認をします。この作業に約3週間程度かかります。（各団体の提出状況により、3週間以上かかる場合があります。）

3 交付の決定

書類確認が完了すれば、団体の代表者宛に「寝屋川市資源集団回収活動報奨金交付決定及び確定通知書」を送付します。（3月初旬頃）

4 振込み先の確認

申請書に記載されている金融機関の内容等について確認します。

この時、記載項目が省略されていると事務処理が遅れますので、申請時に口座名義人など、もう一度確認しておいてください。口座名義人のお名前、ふりがなは省略しないようにお願いします。団体名だけでなく、代表者の方のお名前まで登録されている場合は必ずご記入ください。

また、銀行の合併や支店の統廃合などにより銀行名や支店名が変わっている場合など、振込みができない場合がありますので、ご確認していただきますようお願いいたします。通帳のコピーは、必ず表紙と見開きページを添付してください。

（ゆうちょ銀行については、見開きページの下の備考欄の口座番号など確認ください。）

5 振込み

令和8年3月末日までに団体の指定口座に振込みます。

代表者変更などにより口座名義人を変更される場合は、振込みを確認された後にお願いいたします。また、3月末日までに名義人の変更等がある場合は必ず環境総務課までご連絡ください。

必ずお読みください

重要 寝屋川市資源集団回収活動報奨金の交付における注意事項

令和7年下半期分（令和7年7月～令和7年12月の活動分）

1 申請者

寝屋川市資源集団回収活動報奨金の交付申請に当たっては、登録団体の代表者名（封筒の宛名書きの人）で行ってください。

2 申請用紙

報奨金の交付申請には、全部で4枚の用紙の提出が必要です。このうち1枚でも不足、または記載事項に不備がある場合には、報奨金の交付ができませんので、同封の見本を参照し、正確に必要事項を記入し提出してください。

交付申請額の訂正はできません。

(※市ホームページに検算シートがありますので、数量、金額等、申請の際にご活用ください。)

また、記載事項について確認の問い合わせをする場合がありますので、日中に連絡がとれる人の連絡先を記入してください（代表者以外でも可）。

3 仕切り伝票

申請には「仕切り伝票」が必要です。仕切り伝票に引き取り業者の記名がない場合は無効となります。また、引き取り業者の領収書等では、証明書として受付できませんので、ご注意ください。日付の記入漏れ、数量等計算に誤りがあった場合は、受付できません。なお、仕切り伝票が残り少なくなっている場合は、環境総務課で申請書を提出する際に、その旨を申し出ください。（できるだけ窓口で受取お願いします。）

4 提出期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）必着

期日を過ぎた場合、報奨金をお渡しできません。

郵送で締切日を過ぎて届いた場合、受付しません。

5 注意事項

偽り、その他不正の手段により報奨金の交付を受領した場合、または、「寝屋川市資源集団回収活動報奨金交付要綱」に違反した場合は、報奨金の交付決定を取り消します。このとき、すでに交付された当該取り消しに係る報奨金は、速やかに返還していただきます。また、悪質な場合、団体登録を取り消す場合があります。